

## いこま SDGs 協創プロセス設計業務(リビングラボ型)に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務概要

#### (1) 目的

生駒市では、国から選定された環境モデル都市および SDGs 未来都市として、持続可能なまちづくりに向けた取組を推進し、一定の成果が得られている。

令和3年10月に設置した「いこま SDGs アクションネットワーク(以下「アクションネットワーク」という。)」は、SDGs の達成に向け、生駒市で取組む企業、団体等が集い、交流するプラットフォームとして運営することで、多様な民間の取組主体間の自発的なパートナーシップによる事業、イベント等の具体化を通じた生駒市の地域課題の解決及び地域活力の向上を目的とするものである。

生駒市では、アクションネットワークの活性化に向け、民間企業・団体間の交流を促進するマッチングイベントの開催、連携事業を助成する SDGs 推進事業補助金の交付、取組実績の成果発表会の開催等に取り組んできたところであり、会員数は、令和8年度当初において131企業・団体に拡大している。民間企業・団体間の連携による取組も着実に実現し、成果を上げてきているが、アクションネットワークを企業・団体主導による連携事例が継続的に創出・改善される場として運用していくためには、さらなる活性化を図る必要がある。

本業務は、以上の取組経緯等を踏まえ、リビングラボ型の運営手法を試行し、アクションネットワークのさらなる活性化を図るために、具体的課題と活動の方向性を明確化することを目的とするものである。

#### (2) 業務名

いこま SDGs 協創プロセス設計業務(リビングラボ型)

#### (3) 業務内容

別紙「仕様書」を参照のこと

#### (4) 業務期間

契約締結日～令和9年2月26日

### 2. 業務に要する費用(予定価格)

5,170,000円(税込)

なお、見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

### 3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体(以下「法人格のない団体」という)にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### 4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限:令和8年5月22日(金)12:00まで(必着)
- (2) 提出方法:別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。  
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日:令和8年5月27日(水)
- (4) 回答方法:市公式ホームページに掲載

#### 5. 企画提案書等の作成及び提出

##### (1) 提出書類・必要部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部
- ② 実施体制各種調書及び企画提案書等

ア～エは原本1部、オは原本1部と副本5部、カ～ケは原本1部(キ及びクは写し可。なお、本市の令和8年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、キ～ケを省略することができる。)

ア 会社概要(様式3)

イ 業務実績調書(様式4)

…業務実績調書に記載した事業の様子がわかる資料（媒体は不問）を各1部提出すること。  
ただし、事業概要がわかる URL があれば、その記載で提出があったものとみなす。

ウ 実施体制表（任意様式）

…本業務の実施体制図と、本業務の担当者（統括責任者、ファシリテータなど）のプロフィール、及び各担当者のこれまでの業務経歴、その業務の中で果たした役割を記載した名簿。業務経歴には、過去5年間の類似業務の実績があれば、わかるように記載すること。  
ただし、成果発表企画の実施を主たる内容とする業務の実績は対象外とする。

エ 再委託調書（様式5）

…再委託する場合のみ

オ 企画提案書（任意様式）

…「6. 企画提案書の作成要領」に基づき作成すること。

カ 参考見積書（任意様式）

…事業の実施に係る概算費用を内訳がわかるように項目ごとに積算・記載すること。

キ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可）

…その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約

ク 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可）

…法人は納税証明書その3の3、個人は納税証明書その3の2

ケ 誓約書（様式6）

(2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和8年6月15日（月）16時00分まで（必着）
- ② 提出場所：生駒市役所2階 脱炭素まちづくり推進課
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6. 企画提案書の作成要領

(1) 記載内容

- ① 別紙「仕様書」の業務内容に沿って提案すること。

なお、別紙「仕様書」の「5. 委託業務の内容」のうち「(5) 今後の展開に向けた整理」は企画提案から除くこと

- ② 別紙「仕様書」の業務内容以外にも有益な提案があれば記載すること。

(2) 留意事項

- ① 本件に関する仕様書に従い、簡潔に記載すること。
- ② 企画提案書には、事業者名及び事業者を特定できるロゴマーク等は記入しないこと。
- ③ ページ数は、表紙・目次を除き15ページ以内とし、各ページにページ番号を記載すること。
- ④ 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
- ⑤ 業務全体にわたる業務スケジュール（任意様式）を作成し、最終ページに綴じること。なお、業務スケジュールは、企画提案書の一部として③のページ制限の枚数に含む。
- ⑥ 用紙は、A4判を基本とする。ただし、⑤の業務スケジュールのみA3判を認めますが、その際はA4判に合うように折り込むこと。なお、用紙の向きについては、縦か横のどちらかに統一すること。

⑦ モノクロ、カラーは問わない。

## 7. 審査方法

### (1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を8(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。

ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

…実施日:令和8年6月22日(月)予定

### (2) 第2次審査(ヒアリングによる最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリングを実施して再評価し、最も優れている提案を特定する。

ただし、総得点が上位であっても、8(3)の個別の評価項目において著しく低い評価であると認められる場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

…実施日:令和8年6月24日(水)予定

### (3) 審査結果の通知

#### ①第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみに、第2次審査の日程等を電話及び電子メールで通知する。

#### ②第2次審査

審査結果を書面で通知する。

## 8. 審査基準及び配点

### (1) 業務実施体制 10点/100点

審査項目	審査基準	配点
①会社の業務実績	同種業務の実績(過去5年間の国、地方公共団体又はその他の団体の発注する類似業務の実績。ただし、成果発表企画の実施を主たる内容とする業務の実績は対象外とする。)	5
②担当者の実務実績	担当者(統括責任者、ファシリテータなど)の実績(過去5年間の国、地方公共団体又はその他の団体の発注する類似業務の実績。ただし、成果発表企画の実施を主たる内容とする業務の実績は対象外とする。)	5
小計		10

### (2) 参考見積書 10点/100点

審査項目	審査基準	配点
①参考見積金額	予定価格(5,170,000円(消費税及び地方消費税10%を含む))に対する見積額の比率に応じて加点	10
小計		10

## (3) 企画提案内容 80点/100点

審査項目	審査基準	配点
業務理解および業務全体の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的及び趣旨を的確に理解しているか。</li> <li>・対話・協創の場(リビングラボ)の考え方や役割について整理されているか。</li> <li>・その理解を踏まえ、業務全体の進め方(スケジュール・体制)が具体的に示され、確実性の高い計画になっているか。</li> </ul>	8
現状調査及び整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング対象・方法が、市公式ホームページに掲載している生駒市SDGs推進事業補助金の補助対象事業実績等を踏まえ、想定される取組テーマ案を意識した調査手法になっているか。</li> <li>・新たな取組テーマ案の掘り起こしを想定した調査手法になっているか。</li> <li>・想定される関連情報の収集・活用方法が提案されているか。</li> </ul>	16
対話・協創の場(リビングラボ)の設計および運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対話・協創の場(リビングラボ)の計画が具体的であるか。</li> <li>-開催回数及び各回の開催内容の提案があるか。</li> <li>-取組の試行まで想定した提案になっているか。</li> <li>-取組テーマの決定プロセス及び合意形成の進め方が明確であるか。</li> <li>・オープン・フラットな対話を促す工夫があるか。</li> <li>・複数の取組テーマへの対応を想定しているか。</li> <li>・取組テーマ案に関する新たなステークホルダーの参画が想定されているか。</li> <li>・取組テーマごとに参加者の取組意欲に応じたコーディネート、事業計画の作成及び実施が想定されているか。</li> </ul>	24
成果発表企画の実施	<p>&lt;成果発表企画全体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsの理解促進や行動変容につながる工夫があるか。</li> <li>・プログラム内容、タイムテーブル、出展企画等が具体的であるか。</li> </ul> <p>&lt;成果発表&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リビングラボの成果や取組内容が分かりやすく伝わる企画となっているか。</li> <li>・アクションネットワーク会員及び市民の参加を促す内容となっているか。</li> <li>・リビングラボの成果発表に参加者を誘導する工夫がなされているか。</li> <li>・アクションネットワークの活動への関心や参加意欲の向上につながる内容となっているか。</li> </ul>	16
取組内容の整理と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員への情報提供の方法・頻度が効果的か。</li> <li>・取組内容以外の関連情報として効果的な情報発信が想定されているか。</li> </ul>	8
追加提案	・仕様書に示されていない独自の提案があり、内容について適切か。	8
小 計		80

## 9. 日程

公告	令和8年5月15日(金)
質問受付締切	令和8年5月22日(金)12:00まで
質問回答	令和8年5月27日(水)
企画提案書等提出期限	令和8年6月15日(月)16時まで
第1次審査	令和8年6月22日(月)(予定)
第2次審査	令和8年6月24日(水)(予定)
結果通知	令和8年6月下旬(予定)
契約締結	令和8年6月下旬(予定)
業務開始	令和8年7月上旬(予定)

## 10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案

を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリングによる最終審査に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 見積書の金額が、2.業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

## 11. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

## 12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

## 13. 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所 地域活力創生部 脱炭素まちづくり推進課(担当:掛樋・峰本)

住所:奈良県生駒市東新町8-38

TEL:0743-74-1111(内線)2870

Email: sdgs@city.ikoma.lg.jp